

## 弘前れんが倉庫美術館 H-MOCA メンバーズ規約

第1条 この会は「弘前れんが倉庫美術館 H-MOCA メンバーズ」（以下「メンバーズ」という。）と称する。

### （目的）

第2条 メンバーズは、弘前れんが倉庫美術館を通じて、アートに親しみ、アートへの感性を磨き、弘前れんが倉庫美術館を応援するパートナーとなり、アートによる教育普及に貢献するとともに、会員相互の親睦を深めることを活動目的とする。

### （活動）

第3条 メンバーズは、前条の目的達成のため、次の活動を行なう。

- (1) アートに親しみアートへの感性を高める活動
- (2) 弘前れんが倉庫美術館が行なう事業への周知協力活動
- (3) アートによる教育普及に貢献する活動
- (4) メンバー相互の親睦を深める活動
- (5) その他目的達成に必要な活動

### （メンバー）

第4条

- 1 本会は、第2条の目的に賛同するもので構成する。
- 2 加入及び更新退会等は所定の用紙により事務局に届け出なければならない。
- 3 事務局は、メンバーにメンバーズカードを発行する。
- 4 メンバーズカードは、譲渡または貸与してはならない。
- 5 メンバーの有効期間は、入会手続きまたは更新手続きを行い、会費を納めた日から当該日の属する月の翌年の当該月の末日までとする。
- 6 メンバーは次のとおりとする。
  - (1) 一般メンバー
  - (2) 学生・シニアメンバー
  - (3) 法人メンバー

### （会費等）

第5条

- 1 メンバーズの運営は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、次のとおりとする。
  - (1) 一般メンバー 年間 5,000 円
  - (2) 学生・シニアメンバー 年間 2,000 円
  - (3) 法人メンバー/シールドゴールド 年間 100,000 円
  - (4) 法人メンバー/ブリックレッド 年間 50,000 円
- 3 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

(メンバー資格の停止及び取り消し)

第6条 本会は、メンバーが次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該メンバーの資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該メンバー又は第三者に損害が発生したとしても、本会及び美術館は一切責任を負わない。

- (1) 本会及び美術館の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (4) 他のメンバー又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5) 第5条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (6) この会則に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不相当であると館長が認める場合

(規約の変更)

第7条

館長は、適当と判断する方法でメンバーに通知することにより、本規約を随時変更することができる。この場合には、サービスの利用条件その他は、変更後の規約とする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、メンバーズの活動等に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

弘前れんが倉庫美術館

〒036-8188 青森県弘前市吉野町 2-1

Tel : 0172-32-8950 e-mail: [admin@hirosaki-moca.jp](mailto:admin@hirosaki-moca.jp)